

芦屋町議会議長 横尾武志 殿

議会改革特別委員会

委員長 小田武人

議会改革特別委員会中間報告書

1. はじめに

本町議会においても、これまで議会運営の活性化、効率化など、議会の自己改革に努めてきたが、地方分権の推進に伴い、新たな視点に立った議会改革に望まなければならない。

議会は住民の代表機関であり、多様な住民意思の反映や議員の専門性向上の必要性を踏まえ、議会の組織、運営等のあり方、また議員定数など、地方分権時代において、議会としての機能を充分発揮できる議会改革を推進調査する必要があることから、平成23年9月22日に特別委員会を設置した。

本特別委員会は、設置以来、これまでに9回開催して鋭意調査、検討を重ねている。現在までの途中経過を会議規則第47条第2項の規定により中間報告するものである。

2. 特別委員会の概要

- (1) 特別委員会の名称 議会改革特別委員会
- (2) 付議事項 議会改革及び活性化について
- (3) 委員の定数 13名（議会議員全員）

委員長	小田武人	委員	今井保利
副委員長	辻本一夫	委員	田島憲道
委員	中西定美	委員	貝掛俊之
委員	益田美恵子	委員	妹川征男
委員	横尾武志	委員	刀根正幸
委員	松上宏幸	委員	内海猛年
委員	川上誠一		

3. 委員会活動の経過

回	開催日	協議内容
第1回	平成23年9月22日(木)	正副委員長の互選について
第2回	平成23年12月6日(火)	委員会の進め方について 当面のスケジュールについて
第3回	平成23年12月21日(水)	検討項目の選定について
第4回	平成24年4月19日(木)	検討項目の選定について(A班報告)
第5回	平成24年5月9日(水)	検討項目の選定について(B・C班報告)
第6回	平成24年5月17日(木)	検討項目の選定について(C班報告)
第7回	平成24年6月7日(木)	検討事項の決定について 検討事項の協議方法について
第8回	平成24年8月9日(木)	具体的な方策について
第9回	平成24年8月20日(月)	改革事項及び具体的な方策について 中間報告書(案)について

4. 調査経過の概要

議会改革特別委員会は、検討を始めるにあたり、議会改革に関する書籍等を参考として、「議会活性化のための改革事項」について調査研究を行うこととした。

「議会活性化のための改革事項」は、全281項目あり、本委員会で全て議論するには相当の時間を要するため、委員を3つのワーキンググループに分け、活性化のために必要なものとそうでないものを区分する作業を行った。

各ワーキンググループで検討結果報告書を作成し、本委員会にて協議を行い、取り組む検討事項として128項目の決定を行った。

検討事項については、またそれぞれのワーキンググループにて具体的な方策について検討を行い、順次実行に移せるものから、本委員会にて決定し実施していくこととした。

5. ワーキンググループ

A班：◎益田・中西・田島・刀根

B班：◎内海・横尾・今井・辻本・妹川

C班：◎川上・松上・小田・貝掛 (◎はワーキンググループ長)

回	A班 開催日	B班 開催日	C班 開催日
第1回	平成23年12月21日(水)	平成23年12月21日(水)	平成23年12月21日(水)
第2回	平成24年1月10日(火)	平成24年1月6日(金)	平成24年1月19日(木)
第3回	平成24年1月13日(金)	平成24年1月13日(金)	平成24年1月25日(水)
第4回	平成24年1月20日(金)	平成24年6月26日(火)	平成24年1月27日(金)
第5回	平成24年1月27日(金)	平成24年6月28日(木)	平成24年6月20日(水)
第6回	平成24年2月6日(月)	平成24年7月5日(木)	平成24年6月26日(火)
第7回	平成24年2月13日(月)		平成24年6月28日(木)
第8回	平成24年6月13日(水)		平成24年7月10日(火)
第9回	平成24年6月20日(水)		平成24年7月18日(水)
第10回	平成24年6月25日(月)		平成24年8月8日(水)
第11回	平成24年7月3日(火)		
第12回	平成24年7月13日(金)		
第13回	平成24年7月31日(火)		

6. 正副委員長・ワーキンググループ長会議

各ワーキンググループでの検討内容の統一を図るため、正副委員長と各ワーキンググループ長で協議を行った。

回	開催日	協議内容
第1回	平成24年5月17日(水)	検討事項の協議方法について
第2回	平成24年7月3日(火)	ワーキンググループ検討内容の統一について

7. 活性化事項として

現在までに協議した内容のうち、本委員会として決定した活性化事項については下記のとおり。

(1) 行政報告

現在、全員協議会で報告されているものの中で、議会に意見を求めるものでなく、重要な問題の経過等を報告する場合は、本会議場で行政報告を行うことを長に求める。

このことにより、長は議会を通じて住民に報告することになり、住民は町の状況を知ることができるようになる。

実施時期として、執行部との調整が必要なため、実施可能な定例会より実施予定とする。

(2) 議会日程および質問通告書の周知

一般質問の内容については、議会運営委員会開催後に議会ホームページに掲載しているが、広く町民に情報を提供する必要があるため、町内3公民館（東・中央・山鹿）及び議会事務局前掲示板に定例会日程及び一般質問の件名等を掲示する。

臨時会、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会については、招集通知後に日程を議会事務局前掲示板と議会ホームページへ掲載する。

平成24年9月定例会より実施する。

(3) 一般質問の対面方式

現在、一般質問の際に、一回目の質問は登壇して行っているが、執行部への質問を議員や傍聴人に向かって発言することは不自然であるため、議席前列真ん中を質問席とし、一回目の質問から質問席にて行う。

平成24年9月定例会より実施する。

(4) 発言を短くする

質問原稿を作成するとき、話し言葉で十分に通用し効果を上げることができるか検討することが必要である。議会の論議を活性化し、聴いてわかる質問、説得力のある質問をするために、発言を短くする。

平成24年9月定例会より実施し、最終的に申し合わせ事項集（仮称）に記載する。

(5) 断定調で発言する。

議員は十分に調査した結果に基づいて発言する必要がある。疑問形の発言は相手や傍聴人に対し信頼感を与えない。断定調で発言するには、疑問のある事項については自分が納得するまで調査を行う。

平成24年9月定例会より実施し、最終的に申し合わせ事項集（仮称）に記載する。

(6) 他の議員の発言に耳を傾ける

質問は特定の議員がするが、議員は住民全体を代表して行うものなので、他の議員は質問に耳を傾ける責務がある。他の議員の発言に耳を傾けるのなら重複質問は自ら減少することになる。

平成24年9月定例会より実施し、最終的に申し合わせ事項集（仮称）に記載する。

(7) 質問時間を短くし簡潔に発言する

長い質問は議場を飽き飽きさせ、同僚の議員が耳を傾けない一つの原因になる。簡潔な質問に、簡潔な答弁が返ってくると、論議への関心が高まることになる。

平成24年9月定例会より実施し、最終的に申し合わせ事項集（仮称）に記載する。

(8) 長期在職議員が積極的に発言する

長期在職議員が長い在職年数による経験、知識をフルに使って詳細で濃密な発言をすることで、議会の監視力が高まるようになる。

平成24年9月定例会より実施し、最終的に申し合わせ事項集（仮称）に記載する。

(9) 質問では疑問点と提言を述べる

議員は地域や組織を基盤にした活動を積極的に行い、行政に欠けているもの、過剰なものを点検すると同時に、住民の要望を積極的に聴き、町にとって必要とする事項を質問で提言していく責務がある。執行機関から得た情報で質問をすることも一つの方法だが、それでは基盤である住民や地域の現状把握、要望の取り入れに欠けてくる。現場からの質問内容であるから、執行機関にとって参考になり、また住民の共感を得ることになる。

疑問点の追及に片寄っては質疑に近くなり、反対に政策の提言に片寄っては討論に近くなるため、質問における疑問点と政策の提言は半々とする。

平成24年9月定例会より実施し、最終的に申し合わせ事項集（仮称）に記載する。

(10) 動議の事前通告

休憩の動議のように直ちに処理できるものであれば問題はないが、その取り扱いをめぐって協議を要する場合は休憩して議会運営委員会等を開く必要があるものがある。事前に提出することが分かっているならば議会運営委員会で先に協議することができ、議事を円滑に進行させることができるため、動議は原則として事前通告制とする。

平成24年9月定例会より実施し、最終的に申し合わせ事項集（仮称）に記載する。

(11) 予算、決算に関する事項

予算と決算は町にとって最も重要な議案であり、議会には詳細に審議する義務がある。長は当

初予算を3月定例会に提出するが、修正の事例が少ないため原案を可決することが多い。これからは議会の政策も予算編成の前に示し、その実現状況を定例会で確認し、不満があれば修正や付帯決議を決定する必要がある。そのため、予算、決算の審議で改革すべき事項として下記の5項目の検討を行った。

- (a) 予算編成で議会の政策を提言する
- (b) 政策の優先順位を決定する
- (c) 議員全員で予算特別委員会を設置し、常任委員会を分科会として活用する
- (d) 常任委員会への分割付託での委員会段階での修正は適当でない
- (e) 予算と決算の審査の連携

上記5項目の検討方法として、平成24年9月定例会で試行的に一般会計決算について、議員全員による決算特別委員会を設置し審査を行い、その結果により再度検討していく。

(12) 議会改革は最終的には多数決で決定する

議会改革は議員の討議による満場一致で決定されることが望ましいが、特定の事項について改革を論議する場合、意見が右と左に分かれることがある。いくら論議しても中間の解決点を見つけないことが出来ない場合、改革を行いたいのであれば多数決で行うこと。これを決めておかないと一人の議員が反対すれば改革を進めることができなくなる。

平成24年9月定例会より実施し、最終的に申し合わせ事項集（仮称）に記載する。

(13) 議会広報委員会の設置

「芦屋町議会だより」の編集、町議会ホームページの運用に関する事、その他町議会の広報に関する事などを調査・研究するために議会広報委員会を今後設置していく。

実施時期については、設置運営方法を検討後に設置する。

(14) 一問一答方式

現在、本会議の一般質問では、一回目の質問では一括質問と一括答弁が行われ、その後二回目から一問一答となっている。一括方式は住民の自然な会話のやり方に反している。議会には住民代表の機関なので、住民感覚に即した方法で議論する必要があり、最初から一問一答方式が望ましいと思われる。

しかしながら、最初から一問一答方式とすると、時間配分が難しく質問できない項目がでることなどが考えられ、通告制をとっている中で好ましい状況とは言えない。については、平成24年9月定例会で試行として、議員各自が方式を選択して実施することとし、今後、更に検討していく。

(15) 意見書の効力について理解する

意見書の効力については、可決された意見書を否決するような内容の意見書を可決するまで有効となっている。同じ内容の意見書が提出された場合は、議会運営委員会において、過去に可決された内容の意見書は上程しないようにする。必要であれば、現在の年月日の送付（提出）文を添付し過去の意見書を送付する。

平成24年9月定例会より実施する。

(16) 外交問題の意見書は自粛する

意見書は当該団体の公益に関する事件を対象とするので、外交問題は一般的には対象にならない。ただし特定の外交問題が当該団体の利害と直接関係あるとき、地方議会がそれを取り上げることは当該団体の「公益に関する事件」に該当するので差し支えない。外交問題の意見書が上がってきた場合は、議会運営委員会にて慎重に取り扱う。

平成24年9月定例会より実施する。

(17) 請願の処理の経過及び結果の報告

議会が請願を採択しても長は法的に拘束されない。長は行財政全面の立場から当該請願をどのように取り扱うかを検討し、採択という議会の意思を尊重はされるが、執行機関が必ずしも議会と同じ意思であるとは限らない。そのため、長に対して措置をすることを求める請願であるときは、請願の処理の経過及び結果の報告を求めることとする。

平成24年9月定例会より実施する。

8. 今後について

今回、活性化事項として結果が出ている事案については、本定例会から試行的に実施するものもあれば、今後、更に調整、検討を加えていかなければならないものがある。また、申し合わせ事項として取り決めをすることで活性化対策になるものも多々あるため、今後申し合わせ事項集（仮称）を検討、作成していく。

さらに、議員定数、報酬・費用弁償、議会報告会、休日・夜間議会、反問権など条例、規則等の制定・改正が必要なものについては、引き続き調査研究を行っていく。

このほか、公平・公正で活発な議論ができる議会、町民の代表として責任のある議会についても詳細な検討を今後行っていき、最終的に平成25年9月定例会までに、まとめの報告が行えるような行程で調査、研究を進めていきたい。